

第5条（返金）

1. 内定を承諾した応募者が、内定を辞退し、甲に入社しなかった場合、乙は甲に対し紹介手数料を全額返金する。
2. 甲に入社した応募者が、自己都合又は甲の就業規則違反等、応募者の責めに帰すべき事由により、甲を早期に退職した場合、乙は、次のとおり、紹介手数料を返金する。

入社日から1ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 30%

入社日から2ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 20%

入社日から3ヶ月以内に退職した場合：紹介手数料の 10%

3. 前各項の返金は、応募者が内定辞退又は退職した旨を甲が乙に対し通知した日が属する月の翌月末日までに行うものとし、振込手数料は乙の負担とする。